

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業を取り巻くステークホルダー(利害関係者)は、顧客、株主や従業員に加え、一般消費者、取引先、あるいは広く地域社会などによって構成されています。SBIグループは、企業の社会性を強く認識し、社会の維持・発展に貢献し、「顧客中心主義」の基本観に基づき、徹底的に顧客志向型の事業を行うとともに、事業を営んでいく過程で社会的信用を獲得していくことが不可欠であると考え、意思決定の透明性・公正性と経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を確保し、企業価値向上に向け適切なコーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しています。

なお、全ての原則について2018年6月の改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。当該改訂を踏まえた本報告書の更新は、2018年12月までに行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

保有方針

当社は、SBIグループの事業発展と当社の企業価値向上に貢献する事業提携や協業等を行う際、それにより相手方の企業価値の向上も見込まれる等の合理性がある場合には、将来の株式売却による利益獲得を視野に相手方の株式を取得し保有することがあります。取締役会は、政策保有株式を保有することによる効果について検証を行うとともに、その保有目的と合理性を定期的に検証します。

議決権行使の方針

議決権の行使にあたっては、議案の内容がSBIグループの企業価値を毀損するものではないことを確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で議決権の行使を行うものとします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が主要株主(議決権の10%以上を保有する株主)との間で取引を行う場合、及び当社が当社取締役との間で取引を行う場合には、取締役会の承認を要するものとします。

上記を除き、当社または当社の子会社とそれらの関連当事者との間で取引を行う場合には、取締役会はその内容について適切にモニタリングするものとします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトに記載しております当社の経営理念、ビジョン、及び事業戦略をご参照ください。

・経営理念: <http://www.sbigroup.co.jp/company/information/concept.html>

・ビジョン: <http://www.sbigroup.co.jp/company/information/vision.html>

・事業戦略: http://www.sbigroup.co.jp/investors/management/strategy_01.html

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ウェブサイトに掲示しております当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」をご参照ください。

http://www.sbigroup.co.jp/investors/management/governance_policy.html

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬の決定にあたっては、代表取締役が支給額の考え方について独立社外取締役との間で議論を行った後、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会にて各取締役の支給額を決定します。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定します。

経営陣幹部・取締役の報酬の方針は本報告書「II-1報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が取締役候補・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

【取締役候補の指名】

(i) 手続

取締役候補者の選定にあたっては、代表取締役がその職務を通じ適任であると判断した者を取締役候補者として選定します。指名にあたっては、独立社外取締役との間で、取締役または経営者として必要とされる資質や能力等を含めた決定方針について議論を行った後、取締役会にて取締役候補者を指名します。

(ii) 方針

取締役会は、取締役候補者の決定にあたり、機動的な招集と闊達な議論が可能な人数と、取締役の知識・経験・役割等のバランスを考慮のうえ、次に掲げる事項を検討し指名します。

・株主に対する受託者責任を認識し、当社に対する善良なる管理者としての注意義務、及び当社のため忠実にその職務を行うべき義務を適切に果たしうる資質を備えていること

・経営または経営の監督に際して、十分な専門知識・豊富な経験・見識等を有し、当社の企業価値向上に貢献しうる適切な意思決定を行えること

- ・社外取締役候補者が他の会社の役員を兼任する場合には、当社において上記の役割を適切に果たすことが可能であること
- ・取締役候補者のうち、幹部(社長・副社長・専務・常務)として選任することを予定している者については、特にSBIグループ全体またはSBIグループの重要な事業についてその知識・経験等を生かし、当社の企業価値向上に貢献できると見込まれること

〔監査役候補の指名〕

(i) 手続き

監査役候補者の選定にあたっては、代表取締役がその職務を通じ適任であると判断した者を監査役候補者として選定します。指名にあたっては、独立社外取締役との間で監査役として必要とされる資質や能力等を含めた決定方針について議論を行った後、監査役会の同意を得て取締役会にて監査役候補者を指名します。

(ii) 方針

取締役会は、監査役候補者の決定にあたり、財務・会計に関する知見を有している者が少なくとも一名以上選任されることを考慮のうえ、次に掲げる事項を検討し指名します。

- ・株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で適切な判断を行えること
- ・独立の立場の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき、行動できること
- ・豊富な知識・経験を有し、または監査機能発揮に必要な専門分野における高い実績を有していること

(5) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う方針を踏まえた個々の選任・指名についての説明

第20期 定時株主総会の招集通知において開示しております。

当社ウェブサイトに掲示しております「第20期 定時株主総会 招集通知」をご参照ください。

http://www.sbigroup.co.jp/investors/share/pdf/20th_convocation_notice.pdf

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲〕

取締役会は、法令上定められている事項及び重要事項として定める事項に関する意思決定を行い、これらを除く事項については、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会にて決定した職務権限に関する規程に基づき、代表取締役が指定した権限者に、その業務執行権限を付与します。

〔原則4-8 独立社外取締役の有効な活用〕

独立社外取締役を中心に構成される連絡会を定期的実施します。本連絡会は、社外取締役が客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ることにより、取締役会において適切かつ積極的に議論を行うことを可能にし、取締役候補者の指名、経営陣幹部の選任、取締役の報酬等について適切に関与することにより、その決定についての透明性と客観性の確保を目的とします。また、必要に応じて、本連絡会に適宜監査役が参加できるものとします。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社ウェブサイトに掲示しております当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」のSBIホールディングス独立性基準をご参照ください。

http://www.sbigroup.co.jp/investors/management/governance_policy.html#_02

〔補充原則4-11-1 多様性、規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続〕

取締役会の多様性については、「取締役会が取締役候補・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続」にて開示しております。

〔補充原則4-11-2 兼任状況〕

取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知における参考書類(取締役、監査役の選任議案)、及び事業報告(会社役員 の状況)にて開示しております。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、各取締役・監査役が経営者として必要な知識を習得・更新するためのトレーニング環境を整備します。また、新任取締役・監査役に対しSBIグループの理解を深めるためのトレーニング環境を整備します。

〔原則4-11-3 取締役会の評価〕

取締役会の評価

当社は、取締役会の実効性を検証するため、毎年取締役会の評価を行い、その評価結果の概要を開示します。下記ウェブサイトに掲示しております「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」をご参照ください。

http://www.sbigroup.co.jp/news/2018/0329_11041.html

〔原則5-1 株主との対話〕

当社は、株主を含む投資家との良好な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて積極的に行うために、次の基本方針に沿って、体制を整備し取組みに努めてまいります。下記ウェブサイトに掲示しております当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」の株主との建設的な対話に関する基本方針をご参照ください。

http://www.sbigroup.co.jp/investors/management/governance_policy.html#_01

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	20,094,100	9.10
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	10,756,100	4.87
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)アカウントノントリーティー	8,402,124	3.81
ザバンクオブニューヨーク133524	8,078,636	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	5,296,300	2.40
ジェービーモルガンチェースバンク385164	4,470,400	2.02

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	4,262,700	1.93
サジャップ	4,015,040	1.82
北尾 吉孝	3,907,960	1.77
ステートストリートバンク ウェストクライアントトリーティー 505234	3,873,278	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社に対する独立性に関する考え方・施策等について

上場子会社は、各社の独立した判断に基づいた経営が行われるべきであり、当社の上場子会社においても、かかる基本理念に基づいた経営がなされております。また、会社間取引の実行にあたっては、市場価格を勘案した一般的な取引条件に基づいて実施しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	17名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤 輝英	他の会社の出身者													
ワイズマン 廣田 綾子	他の会社の出身者													
竹中 平蔵	他の会社の出身者													
五味 廣文	他の会社の出身者													
浅枝 芳隆	他の会社の出身者													
鈴木 康弘	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 輝英			佐藤輝英氏につきましては、アジアにおけるインターネット事業に関して豊富な経験と深い知見を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 亨		市川亨氏は、当社の取引銀行である(株)みずほ銀行及びその親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの業務執行者として勤務しておりましたが、2008年8月に(株)みずほフィナンシャルグループを退職し、退職以降(株)みずほ銀行及びその親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの業務執行者等としての地位を有していません。	市川亨氏につきましては、金融分野において豊富な経験を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。
関口 泰央			関口泰央氏につきましては、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、独立役員として適格であると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の要件を満たす社外役員の中から独立役員を指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

直近事業年度におけるストックオプションの発行は、以下の通りです。

<新株予約権(有償ストックオプション)の主な内容>

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式
- (2)新株予約権の目的となる株式の数：2,799,000株(新株予約権1個につき100株)
- (3)新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり3,179円
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：1株につき1,563円
- (5)新株予約権の行使期間：2020年7月1日から2021年9月30日

<新株予約権(税制適格ストック・オプション)の主な内容>

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類：普通株式
- (2)新株予約権の目的となる株式の数：3,258,900株(新株予約権1個につき100株)
- (3)新株予約権の払込金額：本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：1株につき1,563円
- (5)新株予約権の行使期間：2019年7月29日から2024年9月30日

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社連結業績貢献への意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材確保に資することを目的として、ストックオプションを当社及び当社子会社等の取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

[2018年3月期]

取締役22名 795百万円(うち社外取締役11名 92百万円)

[連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等]

- ・北尾 吉孝 202百万円
- ・川島 克哉 135百万円
- ・中川 隆 116百万円
- ・高村 正人 109百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 取締役の報酬の決定に関する方針 >

1. 取締役の報酬(賞与を除く。)の支給額は、次の事項を勘案し、取締役ごとに定めます。
 - ・従業員給与の最高額
 - ・過去の同順位の取締役の支給実績
 - ・会社の業績見込み
 - ・取締役の報酬の世間相場
 - ・会社の業績等への貢献度
 - ・就任の事情
 - ・その他
2. 取締役の賞与の支給額は、取締役個々の職務執行状況をもとに、これを個々の取締役ごとに定めます。
3. 当社は、株主に対する受託者責任を十分に認識し当社や株主共同の利益のために行動する人材を取締役に指名しており、中長期的な企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、株式を保有することによる一定のインセンティブ効果は認識するものの、現時点において株式による報酬をめぐる各種制度の整備が完全ではないことを踏まえ、有償ストックオプションの発行等を適時適切に検討することとします。
4. 取締役の賞与の支払対象者は、当該定時株主総会まで就任していた取締役とします。ただし、任期中で退任した取締役に対し、前決算期に関する定時株主総会終結の時から退任した時までの期間相当分を支払うことができます。
5. 会社業績の著しい悪化等により、取締役会の決定に基づき、期間を定めて役員報酬の減額や一部カット等の措置を講ずることができます。
6. 役員退職慰労金は支給しないものとします。

< 取締役の報酬の決定方法 >

1. 取締役の報酬の決定にあたっては、代表取締役が支給額の考え方について独立社外取締役との間で議論を行った後、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会にて各取締役の支給額を決定します。ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定します。
2. 取締役の報酬(賞与を除く。)の改定は、原則として毎年1回、決算期後3か月以内に行なうものとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くことができることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

< 業務執行機能 >

当社の取締役会は取締役17名(男性16名、女性1名)で構成されており、そのうち10名(男性10名、女性0名)の業務執行取締役が業務執行を担っております(報告日現在)。取締役会は、この業務執行取締役から、社長の他副社長、専務、常務をそれぞれ指名するとともに、これら取締役の分掌・担当を明示することで業務執行に係る責任の所在を明確化しております。

また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役に並ぶ専門性や識見を有する執行役員(男性9名、女性0名)をその任に就かせており、さらに2018年度から新たに上級執行役員制度を発足させ、より高度な人材の起用を積極的に進めることをもって事業経営に貢献させることを企図しております。

当社は、以上の統治体制をもって、高度に専門化・複雑化し、かつ急激に変化する経営環境により適切・迅速かつ柔軟に対応することが可能となるものと考えております。

また、当社の取締役会は原則として月1回開催し必要に応じ臨時取締役会を開催しつつ、重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。独立性が高い社外取締役、さらには社外取締役のうち一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、経営の妥当性の監督強化を行っております。

< 監査・監督機能 >

(監査役監査)

当社は監査役会設置会社であり、監査役は業務執行機関から独立した機関として取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。当社の監査役会は4名(男性4名、女性0名)で構成され、うち2名は社外監査役であります。

社外監査役を除く監査役2名のうち、1名は長年にわたる経理業務の経験があり、公認会計士としての財務及び会計に関する知見を有しており、1名は金融機関における長年の勤務経験があり、金融業界全般に対して幅広い知見を有しております。また、社外監査役のうち、1名は金融機関や金融当局における長年の勤務経験があり、金融業界全般に対して幅広い知見を有しており、1名は公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門知識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

具体的な監査手続きとしては、監査役会の定めた「監査役監査基準」に準拠して、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、代表取締役並びに取締役等と適宜意見交換などを行い、会社の内部統制システムについては、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づきその監査を行っております。

(内部監査)

当社は、業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置しております。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。監査の実施に際しては、役職員の他必要に応じて外部専門家等の助力を得て行っております。監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告されております。

(会計監査)

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、望月明美、國本望の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、会計士試験合格者等9名、その他11名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、組織形態として監査役会設置会社を選択し、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は、重要事項の決定や業務執行状況の監督を行い、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を確保し、経営の妥当性の監督強化を行います。一方、監査役は業務執行機関から独立した機関として取締役の職務の執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。特に、監査役は株主から直接選任され、子会社に対する調査や取締役の責任の追及において単独の裁量判断に当たって監査を行う権限を有しており、常勤監査役を中心に監査役や監査役会と社外取締役、会計監査人等との連携を適切に確保しております。

このような現状の体制によって、株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務の遂行、株主との対話といったコーポレート・ガバナンスの基本原則を遵守できているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様には議案の検討の時間をもっといただけるよう、定時株主総会の3週間前を目処に招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただくことで、議案に対する賛否を入力することが可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英語版ウェブサイトより、株主総会招集通知の議案情報に関する英訳及び英文招集通知をご覧いただくことができます。
その他	株主の皆様への発送に先立ち、ご参考情報として株主総会招集通知を和文・英文ともに東京証券取引所、ICJ、当社ウェブサイトに掲載しております。 このほか、株主総会後に「経営近況報告会」を実施しており、株主総会本会に加えて幅広く会社についての質問を受け付け、株主との対話を図っております。 また、個人株主向けに、全国数都市において当社グループ全体の事業・戦略に関する会社説明会を開催し、当社グループについてのご理解を深めて頂いております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト上に、適時開示をはじめとする情報開示に関する方針を掲載しております。 [会社情報の開示等に関する基本方針] http://www.sbigroup.co.jp/investors/management/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算・本決算発表後に全国数都市にて株主を対象とした会社説明会を毎年実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表後にアナリスト・マスコミ向けの説明会を実施しております。 また、国内機関投資家とのスモールミーティングを半期ごとに開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及び役員による欧州・北米・アジアの機関投資家を対象にしたIRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレスリリース、四半期ごとの決算説明会、株主向けの会社説明会等の動画・資料を掲載しております。 また、各種の投資家向け説明資料のほか、プレスリリース等の英訳翻訳資料も積極的にホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート・コミュニケーション部が担当部署になっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「社会的責任を全うする」を当社の経営理念の1つに掲げ、社会的・経済的な側面からグループ各社はそのステークホルダーをはじめとする社会全体に対して、責務を果たすと共にその維持・発展に貢献していくことを規定しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループでは直接的社会貢献活動として、当社グループが設立した「SBI 子ども希望財団」を通じた寄付活動を行っております。同財団は2010年2月に内閣総理大臣から公益財団法人として認定を受けたことに伴い、2010年3月をもって財団法人から公益財団法人へと移行しました。これにより、公益財団法人の名称による社会的信用の保持のみならず、税制上「特定公益増進法人」として取り扱われることに伴い、税制面での優遇を享受することにより、児童虐待防止等の社会貢献事業へのさらなる注力を目指します。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーに対しての情報開示につきましては、情報管理責任者及びコーポレート・コミュニケーション部を中心に、迅速かつ正確な情報開示を行う体制を構築しております。四半期ごとに決算発表や説明会を開催し、かつ自社ホームページを通じて動画配信も行っております。</p> <p>また、自社ホームページを通じたりリース情報の速やかな開示を通じて、ステークホルダーとのタイムリーなコミュニケーションを推進しております。</p>
<p>その他</p>	<p>1. 当社グループは社会貢献の柱の1つとして人材育成に取り組むことを目指しており、文部科学省の設置認可を受け、2008年4月にSBI 大学院大学を開校いたしました。当学では、経営分野に関する実務教育だけでなく、『論語』や『兵法書』などに代表される中国古典、また日本文化に多大な影響を与えた様々な思想・哲学なども学びます。そしてこれからの企業経営者やリーダーに欠くことのできない倫理的価値観や人間力を涵養し、幅広い徳育を推進することで人材の育成を図ってまいります。</p> <p>2. 当社では、女性の活躍に向けて、仕事と家庭との両立を目的とした職場環境の整備、育児及び介護による休暇・休業や育児を行う者の短時間勤務などの制度の普及・充実に努めております。当社社外取締役として女性が1名選任されているほか、当社社員の管理職の内、女性比率は22.8%(SBIホールディングス単体)となっており、女性の活用推進は進んでおります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実のためには内部統制システムを整備し、健全な内部統制システムにより業務執行を行うことが重要であると認識しております。また、内部統制システムは、以下の体制をとる必要があると考え、整備に努め、実施しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、代表取締役をして全役職員に徹底させるものとする。
- (2)当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとする。
- (3)当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その直轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせる。また、取締役会の決議により業務管理部門・管理部門のいずれからも独立した組織である内部監査部門を設置する。同部門は、法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施する。監査の実施に際しては、社員の他必要に応じて外部専門家等の助力を得て行うものとする。
監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- (4)当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門・監査役に直接通報を行うための内部通報制度を整備するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社は、取締役会の決議により文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的記録(以下「文書等」という。)に記載又は記録して保存し、管理するものとする。
- (2)文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるリスク管理規程等に従い、リスク管理に関する責任者としてリスク管理担当役員を定めるとともに、リスク管理部門を設置する。
- (2)当社は、経営危機が顕在化した場合には、危機管理規程に従い、リスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該経営危機に関する情報が適時かつ適切にリスク管理担当役員、リスク管理部門、総務・人事部門、広報・IR部門、法務及びコンプライアンス部門を管掌する部門長等の必要な役職員に共有される体制を整備し、当該経営危機に対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするものとする。
- (2)当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとする。
- (3)当社は、原則として毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底する。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社及び子会社から成る企業集団(以下「SBIグループ」という)における業務の適正の確保のため、取締役会が定める関係会社管理規程等に従い、各社の経営の自主性を尊重しつつ、SBIグループに属する会社の取締役、使用人、及びその他企業集団の業務に関わる者(以下「SBIグループ役職員等」という)から、その職務執行にかかる事項についての報告を受け、必要かつ合理的な範囲で、調査を行うことができるものとする。
- (2)当社は、SBIグループ役職員等が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を直接報告するための内部通報制度を整備するものとし、通報状況及びその内容について監査役に報告する。また、当社は、内部通報制度を利用した通報者及びSBIグループ役職員等の職務執行に係る事項について監査役に報告したSBIグループ役職員又は子会社の監査役に対して、解雇その他いかなる不利な取扱いを行わないものとする。
- (3)当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会が定めるコンプライアンス規程等に従い、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門が、SBIグループに属する会社のコンプライアンス担当者と共同で、SBIグループ全体のコンプライアンス上の課題・問題の把握、情報の交換を行うための会議を設置し、SBIグループに属する会社から開催の請求があったときは、速やかに当該会議を開催するものとする。
- (4)当社は、取締役会が定める内部監査規程に従い、SBIグループに属する会社の法令等遵守、業務適切性、内部統制の適正運用などから成る内部管理態勢の適正性を、総合的・客観的に評価すると共に、監査の結果抽出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施するため、内部監査部門が当該会社に対する監査を行うものとする。
監査結果は個別の監査終了後遅滞なく、6ヶ月に一度以上代表取締役を通じて取締役会に報告されるほか、監査役にも定期的に報告される。
- (5)取締役は、SBIグループ役職員等の職務の執行において、法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、報告を受けた監査役は、重要な事実が発見された会社の監査役に通知するものとする。
- (6)当社は、SBIグループにおける損失の危険の管理のため、取締役会が定める関係会社管理規程及びリスク管理規程等に従い、SBIグループに属する会社の損失の危険に関する状況の報告を、SBIグループに属する会社のリスク管理担当者等を通じて定期的及び適時に受けるものとする。また、必要に応じ、当社のリスク管理担当役員及びリスク管理部門が、当該リスク管理担当者と協議し、損失の発生に対して備えるものとする。
- (7)当社は、SBIグループ役職員等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、SBIグループに属する会社に対し、取締役会の決議により職務分掌を定め、取締役間の職務分担を明確にするよう指導する。また、必要に応じ当社は、適切かつ迅速な意思決定を可能とする情報システムを提供するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役と事前に協議を行い、その意見を尊重するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、SBIグループに関する次の事項を知ったときは、監査役に適時かつ的確に報告するものとする。また、取締役及び使用人は、監査役よりSBIグループに関する次の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由なく説明を拒んではならないものとする。

- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・経営に関する重要な事項
- ・内部監査に関連する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他取締役が重要と判断する事項

8. その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制

(1)当社は、監査役への求めに応じて、取締役及び使用人をして監査役と定期的に会合を持たせ、SBIグループの経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、監査役と内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとする。

(2)当社は、監査役が重要な子会社の監査役との定期的な会合を設け、相互に連携して、SBIグループの監査の実効性を確保できる体制の整備に努めるものとする。

(3)監査役の職務の執行について生ずる通常のコストは、監査役会の監査計画に基づき、予め当社の予算に計上する。また、当社は、緊急又は臨時の監査費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に基づき、前払又は償還、並びに債務に関する処理を行うものとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保すべく、適用のある関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備・運用・評価を継続的に行うとともに、改善等が必要となった場合は速やかにその対策を講じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。

また、SBIグループ役員等を対象とした研修の開催等により、反社会的勢力との関係を遮断する意識の向上を図るものとする。さらに、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に従って対応することを記載したマニュアルを配布し、イントラネットに掲載するなどして、その周知徹底を図るものとする。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は会社情報の適時適切な開示を遂行するために、コーポレート・コミュニケーション部を情報開示担当部門と定め、積極的な会社情報の開示に努めております。また、「内部者取引管理規程」を定め、役職員における内部情報管理の徹底を図っております。

・決定事実に関する情報

決定事実に関する重要な会社情報については、原則月1回開催される取締役会または必要に応じ開催される臨時取締役会における決議後、適時開示基準に照らした上で、遅滞無く情報開示することに努めております。

・発生事実に関する情報

発生事実に関する重要な会社情報については、当該事実の発生部門もしくはその重要情報を把握した役職員が、すみやかに情報取扱責任者に報告しております。情報取扱責任者は適宜管理部門とも協議・検討の上、適時開示基準に照らし、当該情報の開示必要性の有無を検討しております。また、必要に応じて外部専門家(弁護士・会計士等)の意見も仰いでおります。開示が必要となる場合には、情報開示担当部門であるコーポレート・コミュニケーション部を通じ、迅速に開示を行うように努めております。

・決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、財務及び業績の状況を四半期ごとに、原則として毎四半期終了後の翌月中に開示するよう努めております。

・子会社に関する情報

子会社に係る重要な決定事実、発生事実については、当該子会社から当社情報取扱責任者が(場合によっては当社管理部門経由で)その内容の報告を受けた上で、情報取扱責任者を中心として適時開示基準に照らし当該情報の開示必要性の有無を検討しております。開示が必要となる場合には、コーポレート・コミュニケーション部を通じ、迅速に開示を行うように努めております。

